

十日町地域広域事務組合における女性職員の
活躍の推進に関する特定事業主行動計画
(前期計画)

平成28年3月31日

十日町地域広域事務組合
管理者 十日町市長 関 口 芳 史
消 防 長 田 村 信 二

本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、十日町地域広域事務組合（以下「本組合」という。）管理者及び消防長が策定する本組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（前期計画）である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合は、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本組合特定事業主行動計画策定実施委員会を設置し、本計画の策定・変更及び本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うものとする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた課題分析

本組合は、法第15条第3項及び法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき課題について分析を行った。

【課題】

- ① 現在の本組合職員に占める女性職員の割合は4.1%であり、本組合職員の95.0%を占める消防職のうち、女性職員は1.7%にとどまっている。
- ② ハラスメント等に関する相談窓口を設置していない。
- ③ 南分署及びしぶみ分署並びに平成28年5月開所の救急ステーションにおいて、仮眠室、トイレ、浴室等の個室化や男女の専用化が図られていない。
- ④ 家畜指導診療所の設備面（シャワー室、トイレ）が男女別に専用化されていない。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標及びそれを達成するための取組

《目標》平成38年度までに消防職全体に占める女性職員の割合を5%にすべく、平成33年度までに女性を2人以上採用することを目標とする。

《取組》平成33年度までに2人以上、平成38年度までに4人以上の女性職員を採用できるよう体制作り及び広報を行う。

《目標》平成28年度中に、ハラスメント等に関する相談窓口を開設し、相談しやすい環境の整備を図る。

《取組》平成28年度中に、ハラスメント等に関する相談窓口の開設を職員に周知し、随時相談を受け付ける。

《目標》各分署の個室化を図る。

《取組》南分署は平成9年に、しづみ分署は平成23年に建設した庁舎である。目標人数程度の女性職員の増であれば本部庁舎内の配置で対応可能であるため、分署の改築や改修については、次期の計画時に考察する。

《目標》家畜指導診療所の設備面の課題を検討する。

《取組》家畜指導診療所の建物は昭和60年に建設したものであり、シャワー室とトイレが現在は男女共用である。現在任用している女性の嘱託事務職員への配慮並びに将来の女性医療職の任用に対応すべく、設備面の課題を抽出し、将来の改築や改修を検討する。